北秋田市告示第136号の２

令和８年度北秋田市非課税世帯灯油購入費助成金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和８年９月30日

北秋田市長　　津　谷　永　光

令和８年度北秋田市非課税世帯灯油購入費助成金支給事務実施要綱

（目的）

第１条　この告示は、総合経済対策に基づく物価高騰対策の一環として、家計への影響が大きい低所得世帯（住民税均等割非課税世帯）に対し、臨時的に支給する令和８年度北秋田市非課税世帯灯油購入費助成金について、その支給事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　北秋田市非課税世帯灯油購入費助成金（以下「給付金」という。）は、前条の目的を達するために北秋田市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第３条　給付金の支給対象者は、令和８年10月１日（以下「基準日」という。）において、北秋田市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第８条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて北秋田市の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）であって、次の（１）に該当する世帯の世帯主とする。

（１）　令和８年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和８年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯

ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

・　（１）に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯（当

該者が（１）に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）

・　基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があった者は、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

（支給額）

第４条　前条の規定による支給対象者に対する支給額については、１世帯当たり5,000円とする。

（受給権者）

第５条　給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とする（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする））。

２　配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第６条　給付金の支給を受けようとする者は、確認書（様式第１号）又は申請書（様式第２号）（以下「確認書等」という。）を提出するものとする。

２　確認書等の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第３号及び第４号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第１号又は第２号による支給が困難な場合に限り行う。

（１）　郵送方式　提出者が確認書等を郵送により市に提出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（２）　窓口方式　提出者が確認書等を市の窓口に提出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（３）　窓口現金受領方式　提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（４）　現金書留送付方式　提出者が確認書等を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が現金書留等により現金を送付する方式

3　提出者は、確認書等の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

第７条　市は、前条の規定にかかわらず、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第38号）第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を取得できた者等であって、第３条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、支給のお知らせ（様式第３号）により給付金の支給の申込みを行うことができる。

2　前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、受給辞退届出書（様式第４号）による受給の辞退又は口座登録等届出書（様式第５号）による登録口座の変更を申し出ることができる。

3　市長は、別に定める期日までに前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支給することができる。

（代理による確認書等の提出等・受給）

第８条　支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

（１）　基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

（２）　法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

（３）　親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2　代理人が確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3　市は、代理人が第１項第１号の者にあっては、住民基本台帳により、また、同項第２号及び第３号の者にあっては、市長が代理権を確認するものとする。

（申請期限等）

第９条　確認書等の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2　確認書等の申請期限は、市長が別に定める日とする。

（支給の決定）

第10条　市長は、第６条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し給付金を支給する。

（支給等に関する周知等）

第11条　市長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条　市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第９条第２項の申請期限までに確認書等の提出等が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

２　市長が第10条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第13条　市長は、偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条　支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第15条　この告示の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年10月１日から施行する。

別記

1　配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（1）　以下に掲げる事例であって、かつ、（2）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が北秋田市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、北秋田市から支給する。

①　配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において北秋田市に住民票を移していない者

②　親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えている者

（2）　申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

①　申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第１項第１号に基づく接近禁止命令又は同項第２号に基づく退去命令）が出されていること。

②　婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してＤＶ被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域ＤＶ協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

③　基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象とな

っていること。

④　①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

2　ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、北秋田市において住民基本台帳に記録されたときは、北秋田市における申請・受給権者とする。

3　無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると北秋田市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを北秋田市長が相当と認めるときは、北秋田市における申請・受給権者とする。

様式第１号（第６条関係）

収　受　印

受付 No ※福祉課で記入	

発行日　　年　月　日

ID:********

〒

様

北秋田市長

令和８年度北秋田市非課税世帯灯油購入費助成金　支給要件確認書

標題の給付金について、以下のとおり支給内容をお知らせします。

内容をご確認のうえ、**令和９年１月１４日（木）【必着】まで**に、本確認書に必要事項を記入し、口座確認書類及び本人確認書類を必ず添付のうえご提出ください。

※添付書類に不足がある場合は、給付金を支給できませんので、ご注意ください。

なお、期限まで返送がない場合は、本給付金を辞退したとみなします。

支給方法	：	口座振込
支 給 額	：	５，０００円

上記のとおり申請します。

世帯主 氏名		確認 日	令和　年　月　日	連絡先 電話番号	＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

■世帯主の方が記入してください。

【提出前にご確認ください】

☐ 確認書（表面・裏面）に記入しましたか

☐ 通帳などのコピーを貼付けしましたか

☐ 本人確認書類のコピーを貼付けしましたか

裏面をご確認ください

【受取口座記入欄】※振込先金融機関の口座確認書類（通帳またはキャッシュカード等の写し）を添付して下さい。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 4.信連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関コード	店番号			

（注）どうしても口座振込みによる受け取りが出来ない方は、北秋田市福祉課（0186-62-6637)までお問い合わせください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			大正・昭和・平成・令和 年　月　日	日中に連絡可能な電話番号　（　　）
上記の者を代理人と認め、 給付金の（　確認　・　請求　・　受給　）　を委任します。 ※該当するものを囲んでください。			世帯主氏名	署名

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、
口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか１つ）
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

【公金受取口座未登録の方へ】
マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。
登録は給付金の支給要件ではありません。

「**公金受取口座**」の概要及び登録はこちら→

（公金受取口座制度とは）
国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の各種の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。

様式第2号（第6条関係）

北秋田市非課税世帯灯油購入費助成金　申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）

受付印

支給市区町村
北秋田市長　殿

下記のとおり申請・請求します。

1．申請・請求者（世帯主）

（フリガナ） 氏　名	性別	生年月日	現　住　所
	男 ・ 女	大正・昭和・平成・令和 年　月　日	電話　（　）

2．申請者が属する世帯の状況

	（フリガナ） 氏　名	申請者との続柄	性別	個人番号 生年月日	現住所と令和8年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和8年1月1日時点の住所を記載	令和8年度住民税均等割課税状況
1	（申請者）	本人			□現住所と同一 □異なる		□非課税　□課税 □未申告
2				明・大・昭・平・令　年 月　日	□現住所と同一 □異なる		□非課税　□課税 □未申告
3				明・大・昭・平・令　年 月　日	□現住所と同一 □異なる		□非課税　□課税 □未申告
4				明・大・昭・平・令　年 月　日	□現住所と同一 □異なる		□非課税　□課税 □未申告
5				明・大・昭・平・令　年 月　日	□現住所と同一 □異なる		□非課税　□課税 □未申告

3．振込口座（原則、1．の申請・請求者名義の口座）※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください。）	口座名義（カナ） ※「1．申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行　5.農協 2.金庫　6.漁協 3.信組　7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 （8桁目がある場合は※欄にご記入下さい）		通帳番号 （右詰めでご記入下さい）	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1	※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、北秋田市福祉課（電話0186-62-6637）にお問い合わせください。

受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し

届出者（世帯主）本人確認書類の写し（コピー）

※届出者（世帯主）の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれか１点

様式第３号（第７条関係）

〒

発行日　　年　月　日

ID:********

様

No/世帯番号

北秋田市長

令和８年度北秋田市非課税世帯灯油購入費助成金の支給のお知らせ

【本通知書の返送および申請は不要です。】

標題の給付金について、以下のとおり支給しますので、お知らせいたします。

※この通知が届いた方は、申請しなくても給付金が振り込まれます。

支給予定日	：	令和８年１１月１９日（木）
支給口座	：	●●銀行　●●支店 普通　*******　●●　●●
支　給　額	：	５，０００円

【必ずご確認ください】

振込先口座に誤りがないか、必ずご確認ください。

口座の解約や名義変更等により振込できない場合があります。

【手続きが必要な方】

受給を辞退する方、または支給口座を変更する方は、令和８年１１月５日（木）までに書類提出またはオンライン申請で手続きしてください。

手続き	書類提出の場合（※１）	オンライン申請の場合（※２）
（１）受給を辞退する	受給辞退届出書（様式第４号）	
（２）支給口座を変更する	口座登録等届出書（様式第５号）	

※１　市福祉課及び各総合窓口センターに届出様式があります。また、市ホームページ（「令和８年度北秋田市非課税世帯灯油購入費助成事業」と検索）からダウンロードすることができます。

※２　オンライン申請の場合は、二次元バーコードを読み取り手続きしてください。

様式第４号（第７条関係）

収　受　印

【注意！】

この届出書は
給付金の受け取りを辞退する方のみ提出するものです。

令和８年度北秋田市非課税世帯灯油購入費助成金　受給辞退届出書

北秋田市長

１．私は、次の給付金の受給について辞退することを、ここに届け出ます。

☑	非課税世帯灯油購入費助成金（５，０００円）

２．本届出により、給付金等の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、
本人確認書類を下欄に貼りつけし提出します。

年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先　　（　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本人確認書類貼付箇所

※氏名、生年月日、住所が確認できるように貼り付けしてください。

（本人確認書の例）
・運転免許証の写し
・マイナンバーカードの写し
・パスポートの写し　　のいずれか一点

様式第5号（第7条関係）

令和8年度北秋田市非課税世帯灯油購入費助成金　口座登録等届出書

受付印

北秋田市長

標題の給付金について、以下のとおり口座登録等を届出します。

1. 届出者（世帯主）

（フリガナ） 氏　名	性別	生年月日	現　住　所
	男 ・ 女	大正・昭和・平成・令和 年　月　日	電話　（　）

2. 希望振込口座（原則、1．の届出者名義の口座）※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください。）	口座名義（カナ） ※「1．申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行　5.農協 2.金庫　6.漁協 3.信組　7.信漁連 4.信連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 （6桁目がある場合は※欄にご記入下さい）	通帳番号 （右詰めでご記入下さい）	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1　　※		

3. 誓約同意事項（チェック欄に☑を入れてください。）

☐ 北秋田市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の理由により支給が完了せず、令和9年1月14日までに市が連絡または確認ができない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

☐ 令和8年度北秋田市非課税世帯灯油購入費助成金　口座登録等届出書（本書）

☐ 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

☐ 届出者（世帯主）本人確認書類の写し（コピー）

※届出者（世帯主）の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1点をご用意ください。

裏面に提出書類の写しを添付してください。

受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し

届出者（世帯主）本人確認書類の写し（コピー）

※届出者（世帯主）の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれか１点